

Q 加入者は何が変わるの？

A ①道内での転居であれば、高額療養費の多数回該当の通算が引き継がれます。
 高額療養費の多数回該当とは、当月を含む過去12か月以内に高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目から自己負担限度額が低くなる制度です。
 これまで該当回数を市町村単位で通算していましたが、平成30年度からは、都道府県単位で該当資格の管理を行うため、世帯としての継続性が保たれていれば、北海道内で他市町村に転居された場合でも通算されるようになります。



②保険者証の交付月が変更となります。
 これまで雄武町では、毎年9月中旬以降に保険者証（有効期間：10月～翌年9月）を交付していましたが、平成30年度からは7月中旬以降に保険者証（有効期間：8月～翌年7月）を交付します。今後、広報などでお知らせしますのでご注意ください。

③国民健康保険税率が改定されます。
 今回の制度改正に伴い、北海道は保険給付費などを市町村に全額交付しますが、北海道は市町村の納付金を決定し、市町村は保険税などを財源として北海道へ納付金を納めることとなります。
 雄武町が北海道へ納付金を納めるためには、現行の税収では不足が見込まれることから、平成30年度から平成32年度までの税率を別表のとおり改定します。また、税率改定にあたり、加入者の方の税負担が急激な上昇とならないよう町も一定程度負担します。
 国保制度を全道で支え合い、持続していけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

区 分			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療分	応能	所得割	3.80%	3.80%	3.80%	4.10%
		資産割	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%
	応益	個人均等割	23,000円	24,000円	24,000円	24,000円
		世帯平等割	22,000円	23,000円	25,000円	25,000円
	限度額		540,000円	580,000円	580,000円	580,000円
支援金分	応能	所得割	1.20%	1.20%	1.20%	1.50%
		資産割	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
	応益	個人均等割	7,000円	8,000円	9,000円	9,000円
		世帯平等割	6,000円	7,000円	8,000円	8,000円
	限度額		190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
介護分	応能	所得割	0.83%	0.83%	0.83%	1.00%
		資産割	-	-	-	-
	応益	個人均等割	9,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		世帯平等割	6,000円	7,000円	8,000円	8,000円
	限度額		160,000円	160,000円	160,000円	160,000円

※平成31・32年度の各限度額については、国の法改正により変更になる可能性があります。

平成30年4月から 国民健康保険（国保）が 都道府県単位化となりました

国民健康保険課 保険給付係 ☎ 84-2023
 国民健康保険課 課税係・収納係 ☎ 84-2121

【国保とは】

全ての国民が、なんらかの公的医療保障制度に加入する義務（皆保険制度）があり、国保は、市町村が運営主体（保険者）となり、加入者の保険税で運営しています。

【都道府県単位化とは】

国保の運営は、これまで市町村ごとに行っていましたが、平成30年4月からは窓口の手続きはそのままに、財政運営を都道府県が担い、市町村とともに国保の運営主体（保険者）となりました。

【都道府県単位化に関するQ&A】

Q なぜ都道府県（北海道）も運営に加わるの？

A これまで国保制度は、小規模な市町村や財政赤字の市町村が多く存在するという構造的な課題を抱え、厳しい財政状況が続いていました。都道府県単位化によって北海道が加わることにより、国民皆保険の最終的な支え手である国保制度を安定化させ、今後も持続していくことが目的です。

Q 加入者は何か手続きが必要なの？

A 手続きは必要ありません。お手元にある国民健康保険被保険者証は、そのまま使用できます。

Q 窓口は変わるの？

A 窓口はこれまでと変わらず、引き続き、次のことを雄武町が行います。

[保健福祉課保険給付係]

- ・ 保険者証の交付
- ・ 加入や脱退などの各種届出の受付
- ・ 高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの受付

[保健福祉課保健係]

- ・ 特定健診などの保健事業

[税財管理課課税係・収納係]

- ・ 国民健康保険税の賦課・徴収

